

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康保険の資格適用・保険給付・保健事業・相談・問い合わせに関する事務
②事務の概要	当協会は、健康保険法(大正11年法律第70号)に基づき設立された法人であって、健康保険の被保険者(健康保険組合の組合員である被保険者を除く。以下「被保険者」という。)に係る健康保険事業及び船員保険の被保険者(以下「船保被保険者」という。)に係る船員保険事業を行い、被保険者及びその被扶養者(以下「加入者」という。)の健康の保持増進を図るとともに、良質かつ効率的な医療が享受できるようにし、もって加入者の利益の実現を図ることを目的としている。 <事務の内容> 当協会では、健康保険の業務として、加入者の資格適用及び保険料徴収に係る業務、保険給付の審査支払に係る業務、健康診査等の保健事業に係る業務、加入者からの相談・問い合わせに係る業務を実施している。(※1) 当協会の健康保険における加入者は、主に中小企業(健康保険組合に加入していない企業)の①事業所の従業者である被保険者(以下「一般被保険者」という。)及びその被扶養者、②事業所を退職するまで2か月以上一般被保険者であった期間があり任意に継続加入を申し出た者(以下「任意継続被保険者」という。)及びその被扶養者のほか、③健康保険の適用事業所に使用される日雇労働者(以下「日雇特例被保険者」という。)及びその被扶養者であり、いずれも後期高齢者医療制度の適用年齢75歳に到達すると加入者の資格を喪失する。 当協会においては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)等に基づき、番号法別表第1項番2「健康保険法による保険給付の支給、保健事業若しくは福祉事業の実施又は保険料等の徴収に関する事務」を実施するに当たり、加入者の個人番号を以下に示す範囲で利用するものとする。 1. 適用事務(加入者への保険給付や保険料徴収に当たって適用する資格関係情報等を取り扱う事務) (1)平成29年1月から、資格を有する加入者の個人番号を事業所(日本年金機構経由)又は加入者(本人)から収集し登録する事務 (2)任意継続被保険者及び日雇特例被保険者に係る被扶養者の異動による資格の認定、資格関係情報変更の事務処理に係る個人番号の確認及び個人番号による資格関係情報等の参照・他の情報保有機関への照会(※2) (3)事業所又は加入者から個人番号が取得できない場合や本人確認が必要な場合、住民基本台帳法第30条の9の規定に基づき社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)を介して地方公共団体情報システム機構から個人番号や本人確認情報を取得(※3) (4)(3)において、個人番号を取得できていない加入者の個人番号は、事業所または加入者から収集し、個人番号を取得 (5)(3)において、個人番号を取得できていない解散健康保険組合に係る加入者の個人番号は、解散健康保険組合から取得 (6)平成29年5月から、情報連携のために加入者の個人番号及び資格関係情報を医療保険者等向け中間サーバー等(以下「中間サーバー等」という。)に登録して、被保険者枝番を取得し、資格喪失や異動など資格関係情報に変更があった場合、中間サーバー等の登録情報を更新(※2) (7)令和8年1月から、加入者からの適用情報変更等の申請受付時に、個人番号により資格関係情報を検索する事務 2. 給付事務(加入者への給付決定に係る資格関係情報等を取り扱う事務) (1)法定給付金の計算に係る個人番号による資格関係情報等の参照・他の情報保有機関への照会(※2) (2)情報連携のために、加入者の給付に係る副本情報を中間サーバー等に登録(※2) (3)令和8年1月から、加入者からの支給申請等の申請受付時に、個人番号により資格関係情報を検索する事務 (4)給付金・還付金等の支給に利用する公的給付支給等口座情報を情報提供ネットワークシステムを利用して、情報照会し確認 3. 保健事業事務(健康診査等に係る資格関係情報等を取り扱う事務) (1)令和8年1月から、加入者からの特定健康診査受診券等の申請受付時に、個人番号により資格関係情報を検索する事務 4. 相談・問い合わせ事務(加入者からの相談・問い合わせに係る資格関係情報等を取り扱う事務) (1)令和8年1月から、加入者からの相談・問い合わせ時に、加入者の個人番号を加入者(本人)から聞き取り、個人番号により資格関係情報等を検索する事務 (※1) 一般被保険者とその被扶養者及び日雇特例被保険者に係る適用及び保険料の徴収に係る業務については、健康保険法第5条第2項及び第123条第2項の規定により、厚生労働大臣が行うものとされ、健康保険法第204条第1項の規定により同大臣の委任を受けて日本年金機構が実施している。当協会においては、任意継続被保険者とその被扶養者に係る適用及び保険料の徴収に係る業務は、加入者(本人)から聞き取り、個人番号により資格関係情報等を検索する事務

	云にのいいは、正忌監視被扶養者としての被扶養者に係る週用及び休養料の徴収に係る未納並びに口 雇特例被保険者の被扶養者の適用に係る業務と、加入者の保険給付の審査支払に係る業務、健康診 査等の保健事業に係る業務、加入者からの相談・問い合わせに係る業務を実施している。 (※2)健康保険法において、他の医療保険者等と共同して、「被保険者等に係る情報の収集又は整理 に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用又は提供に関する事務」を支払基金に委託すること ができる旨の規定があり、加入者の資格履歴情報と被保険者枝番の採番管理、地方公共団体等との情 報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供、加入者の本人確認に係る事務、その事務処理に 必要な情報提供ネットワークシステムに接続する中間サーバー等及び住民基本台帳ネットワークに接続 するためのサーバの運用・管理を支払基金に一元的に委託することとしている。そのため、情報提供ネッ トワークシステムを通じた情報照会・提供は、支払基金を経由して行う。 (※3)地方公共団体情報システム機構からの個人番号取得は平成28年10月から平成29年3月の間は 電子記録媒体で行い、平成29年6月以降は中間サーバー等を介して即時照会又はファイル一括照会を 行う。本人確認については、平成29年6月以降は基本4情報、令和6年4月以降は基本5情報で、中間 サーバー等を介して即時照会又はファイル一括照会を行う。
③システムの名称	適用等システム、個人番号管理システム、中間サーバー、保健事業システム、電子申請システム
2. 特定個人情報ファイル名	
健保特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番2 2. 番号法 別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第2条 3. 住民基本台帳法 第30条の9(国の機関等への本人確認情報の提供) 別表第1 項番72の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	(照会) ・番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 別表第2 項番2 ・番号法 別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条 (提供) ・番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 別表第2 項番1、3、4、9、12、15、17、22、26、 27、30、33、39、42、43、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120 ・番号法 別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第3条、第4条、第8条、第10 条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の 2、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 (委託の根拠) ・健康保険法 第205条の4 第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	当協会本部企画部企画グループ
②所属長の役職名	企画グループ長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	当協会理事長 当協会支部長

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	当協会本部総務部内部統制室リスク統括グループ 当協会支部企画総務グループ
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[30万人以上]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	人為的ミスの発生を防止するため、下記を実施しているため十分であると判断する。 ・手順整備: 各業務の標準マニュアル、処理フローの明文化 ・確認体制: ダブルチェック、承認フロー ・教育・訓練: 個人情報保護等に係る研修 ・点検・監査: 内部監査、自己点検

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[○] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れて行っている

2) 十分に行っている

3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[]

＜選択肢＞

- 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策
- 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
- 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
- 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
- 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
- 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
- 9) 従業員に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

判断の根拠